

「滝頭・磯子地区地域まちづくりルール」の手続きについて

平成 23 年 11 月 27 日に、滝頭・磯子地区地域まちづくりルールが策定されました。滝頭・磯子まちづくり協議会の区域内で建築行為（※）や敷地分割を行う場合には、協議会への申請書の提出及び協議が必要です。また、協議会の審査後には、横浜市への届出が必要です。

① 滝頭・磯子まちづくり協議会に申請書を提出してください。

建築等行為を行う場所の自治会・町内会長に申請書を提出してください。提出の際は自治会・町内会長に送付方法や送付先等の確認を行い、できる限り余裕を持って、毎月第 2 水曜日の審査委員会に間に合うように、ご提出をお願いします。

■提出書類 3部（正1部、副2部）

- ・ 滝頭・磯子地区地域まちづくりルールに基づく事業計画申請書
申請書に申請者の指名、住所、連絡先、計画建築物の概要を記入、押印のうえ、提出してください。
- ・ ルールの適合に関する内容（チェックリスト）
適合/不適合の自己チェック欄に該当する記号（○、△、×）を記入してください。
- ・ 計画建築物の案内図、配置図、平面図、立面図
※配置図には敷地境界からの壁面有効寸法を赤字又はマーキング等で必ず明記してください。
※戸建て住宅の場合は、平面図は不要になります。

◎申請書やチェックリストなどの各様式は、滝頭・磯子まちづくり協議会のホームページから取得できます。
(<http://takiiso.cocolog-nifty.com/>)

◎資料の返信を郵送で希望される際は、返信用切手を貼った封筒をご用意ください。

② 滝頭・磯子まちづくり協議会でルールに適合しているか審査します。

毎月第 2 水曜日に滝頭・磯子まちづくり協議会を開催し、ルールに適合しているかなど、内容を審議します。審査委員会で内容を確認後、まちづくり協議会からの回答の返却になります。

③ 協議終了後、横浜市へ届出書を提出してください。

まちづくり協議会からの回答が届き次第、横浜市都市整備局防災まちづくり推進課に建築等行為届出書を提出してください。

■提出書類 2部（正1部、副1部）

- ・ 建築等行為届出書
- ・ 回答の写し（申請書、チェックリスト）
- ・ 計画建築物の案内図、配置図、平面図、立面図

◎建築確認、開発許可、認定の申請をしようとする日又は、建築等の工事に着手する日の最も早い日の 30 日前までに、横浜市に提出してください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/chiikimachizukuri/rule/rule-todokede.html>)

※ 建築行為等（滝頭・磯子地区地域まちづくりルール 第 16 条抜粋）

- (1) 建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築
- (2) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為、宅地造成等規制法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成、その他の土地の区画形質の変更
- (3) 工作物（建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を除く）の建設及び設置
- (4) 土地又は建築物の用途変更
- (5) 建築基準法に基づく道路の新設・廃止及び道路種別の変更

<問い合わせ>

- ◎申請内容についての具体的な相談
- ◎条例やプランに関すること

提出先となる自治会・町内会長に直接お問い合わせください。
横浜市都市整備局防災まちづくり推進課（電話 045-671-2704）

滝頭・磯子地域まちづくりルールの適用範囲と自治会町内会の区域と連絡先



滝頭・磯子まちづくり協議会連絡先

申請書の提出先は、計画地の該当する自治会・町内会の下記連絡先となります。

- ・たきがしらおかまち滝頭岡町町内会 会長 石川 節子 TEL : 045-751-7732
- ・ぜんま禅馬町内会 会長 内藤 吉夫 TEL : 045-752-1795
- ・なかはま中浜町内会 副会長 新倉 一之 TEL : 045-751-6402
- ・むろのき室之木町内会 理事 内田 由美 TEL : 080-5075-0443
- ・ひろち広地町内会 会長代理 鈴木 猛 TEL : 090-8107-2586
- ・ぜんま禅馬自治会 会長 浅見 哲治 TEL : 045-752-4517
- ・いそごやまて磯子山手町内会 会長 氏家 正悦 TEL : 090-41746922

令和8年3月 作成

滝頭・磯子まちづくり協議会

横浜市都市整備局防災まちづくり推進課